

第一種施設

を管理する皆様へ

2019年7月1日から

原則

敷地内禁煙

が義務づけられます

- 屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に喫煙場所を設置することができます。 「特定屋外喫煙場所」

「健康増進法」が改正され、受動喫煙の防止が強化されます。

改正のポイントは

望まない受動喫煙をなくす

受動喫煙による健康影響が大きい子どもや患者等に配慮

施設の類型、場所ごとに対策を実施

「受動喫煙」とは、本人は喫煙しなくても他人の喫煙により生じた有害物質を含む煙を吸わされてしまうことです。

「特定屋外喫煙場所」とは・・・

第一種施設の屋外の場所の一部の場所のうち、受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所をいいます。必要な措置とは以下のものです。

喫煙をすることができる場所が区画されていること。

「区画」とは、喫煙場所と非喫煙場所を明確に区別することができるものである必要があります。例えばパーテーション等による区画です。

喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識を掲示すること。

当該場所が喫煙場所であることが認識できる標識である必要があります。

第一種施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置すること。

「施設を利用する者が通常立ち入らない場所」とは、例えば建物の裏や屋上など、喫煙のために立ち入る場合以外には通常利用することのない場所です。

(注意) 特定屋外喫煙場所を設置する場合には、近隣の建物に隣接するような場所に設置することがないように配慮してください。



第一種施設については、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設であることから敷地内禁煙とすることが原則であり、特定屋外喫煙場所を設置することを推奨するものではないことに十分留意してください。

「第一種施設」とは・・・



学校、専修学校、各種学校、職業能力開発短期大学校、母子健康包括支援センター、認定こども園、障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、家庭的保育事業、小規模保育事業、病児保育事業、児童福祉施設、少年院、少年鑑別所、養成所（保育士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、理容師、栄養士、保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、養護教諭、栄養教諭、教員（幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校）、自動車整備士、診療放射線技師、歯科技工士、美容師、臨床検査技師、調理師、理学療法士、作業療法士、製菓衛生師、柔道整復師、視能訓練士、社会福祉士、介護福祉士、臨床工学技士、義肢装具士、救急救命士、言語聴覚士）等
 病院、診療所、助産所、薬局、介護老人保健施設、介護医療院、難病相談支援センター、施術所（あん摩、はり、きゅう、柔道整復）
 行政機関の庁舎（政策や制度の企画、立案業務が行われている施設）
 旅客運送事業自動車（タクシー、バスなど）・航空機

なぜ「受動喫煙」を防がなければならないの？



喫煙があらゆるがんや脳卒中、心筋梗塞などの病気を引き起こすことは、広く知られるようになりましたが、たばこを吸わない人に受動喫煙にもリスクがあることをご存知でしょうか。ほんのわずかな受動喫煙であっても、心臓発作のリスクが急激に増加することが明らかになり、また、受動喫煙による死亡者が年間約1万5,000人にのぼることがわかっています。
 （厚生労働省 喫煙の健康影響に関する検討会編「喫煙と健康」より）

全面施行へ向けたスケジュール

2019年		2020年	
7月	9月(ラグビーW杯)	4月	7月(東京オリパラ)
1/24 一部施行①(喫煙する際の周囲の状況への配慮義務)			
		7/1 一部施行② 第一種施設(学校・病院・児童福祉施設、行政機関等) 原則敷地内禁煙	
必要に応じて、喫煙専用室の工事等の準備		4/1 全面施行(上記以外の施設等) 原則屋内禁煙	

施設等の管理権原者と管理者の責務

- 施設等の管理権原者と管理者は喫煙が禁止された場所に喫煙道具、設備(灰皿等)を設置してはなりません。
- 喫煙をすることができる場所には20歳未満(従業員含む)の者を立ち入らせてはなりません。



施設等の管理権原者と管理者

改正法においては、施設の管理権原者及び管理者に受動喫煙を防止するための措置を講じなければならない義務が生じます。

「管理権原者」とは、施設における望まない受動喫煙を防ぐための取組について、その方針の判断、決定を行う立場にある者であり、例えば当該義務の履行に必要な施設の設備の改修等を適法に行うことができる権原を有する者のことです。「管理者」とは事実上、現場の管理を行っている者のことです。

施設の「屋内」および「屋外」

「屋内」とは、外気の流入が妨げられる場所として、屋根がある建物であって、かつ、側壁が概ね半分以上覆われているものの内部とし、これに該当しない場所については「屋外」となります。

改正法の規定に違反した場合

義務に違反する場合は、「指導」が行われます。指導に従わない場合等には、義務違反の内容に応じて「勧告」「命令」等が行われ、改善が見られない場合には、「罰則(過料)」が適用されます。

禁じられた場所以外でも・・・

子どもなど受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が多く利用する場所(屋外を含む)については、特定施設と同様に受動喫煙を防止するための措置を講ずることが望ましく、また喫煙をする際は、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければなりません。



加熱式たばこについて・・・

加熱式たばことは、たばこ葉やたばこ葉を用いた加工品を燃焼させず、専用機器を用いて電気で加熱することで煙を発生するものです。加熱式たばこの主流煙に健康影響を与える有害物質が含まれていることは明らかですが、販売されて間もないこともあり、現時点までに得られた化学的知見では、将来の健康影響を予測することは困難であり、今後も研究や調査を継続していくことが必要です。（厚生労働省 ホームページより）



相談窓口

施設名	管轄区域	所在地	電話番号
県国保・健康増進課	長崎県 (長崎市・佐世保市を除く)	〒850-8570 長崎市尾上町 3-1	095-895-2499 095-895-2498
西彼保健所	西海市、長与町、時津町	〒852-8061 長崎市滑石 1-9-5	095-856-5059
県央保健所	諫早市、大村市、東彼杵町、 川棚町、波佐見町	〒854-0081 諫早市栄田町 26-49	0957-26-3306
県南保健所	島原市、雲仙市、南島原市	〒855-0043 島原市新田町 347-9	0957-62-3289
県北保健所	平戸市、松浦市、佐々町	〒859-4807 平戸市田平町里免 1126-1	0950-57-3933
五島保健所	五島市	〒853-0007 五島市福江町 7-2	0959-72-3125
上五島保健所	小値賀町、新上五島町	〒857-4211 南松浦郡新上五島町有川郷 2254-17	0959-42-1121
壱岐保健所	壱岐市	〒811-5133 壱岐市郷ノ浦町本村触 620-5	0920-47-0260
対馬保健所	対馬市	〒817-0011 対馬市厳原町宮谷 224	0920-52-0166
長崎市健康づくり課	長崎市	〒850-0031 長崎市桜町 6-3	095-829-1154
佐世保市健康づくり課	佐世保市	〒857-0042 佐世保市高砂町 5-1	0956-25-9826

このリーフレットは2019年2月時点での厚労省の情報に基づいています。
最新情報は、下記ホームページよりご確認ください。

厚労省ホームページ「なくそう！望まない受動喫煙」Web サイト
URL <https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/>



長崎県ホームページ 国保・健康増進課→たばこ→「受動喫煙防止対策」
URL <http://www.pref.nagasaki.jp/section/kokuho/index.html>